

最近の判例から

印鑑登録証明書の交付責任

(福岡高判 平八・一二・一九 判夕九四六一八三) 菊地 眞二

偽造印鑑の印鑑登録証明書を持参した者を、真の土地所有者と誤信して土地を買ひ受け、代金の一部を支払ったところ、真の所有者からの提訴により敗訴したため、同印鑑登録証明書を発行した市に対し、損害賠償を求めた事案において、「同事務担当者に国賠法一条一項の過失はなかったとして、請求を棄却した事例（福岡高裁平成八年一二月一九日判決判例タイムズ九四六号一八三頁）。

一 事案の概要

Xは、平成二年四月二七日、A所有名義の農地を、Aと称するBから、農地法五条の許可を条件として、三億九、九八五万円で購入し、手付金八、〇〇〇万円を支払って、条件付き所有権移転登記をした。

契約の際、Xは、BからY市役所発行のAの印鑑登録証明書を示されて、BをAと誤信

して、買ひ受けたが、その後、Aから同仮登記の抹消登記手続請求訴訟を提起され、第一審（長崎地判平二・一一・三〇）で敗訴し、平成三年六月二〇日同判決が確定して、同年七月一六日同仮登記は抹消された。

本件印鑑登録証明書は、契約当日の四月二七日、BがY市に偽造したA名義の無線従事者免許証を提示して、A本人であるかのように装い、A名義の印鑑登録廃止届、印鑑登録申請書及び印鑑登録証明書交付申請書を提出し、C係員らがBをAと誤信して、印鑑登録・証明手続を行い、交付したものであった。Xは、同印鑑登録・証明事務を担当したCらに、国家賠償法一条一項にいう過失があり、同印鑑登録証明書の発行により、Bに金員を騙取されたとして、Yに対し、損害賠償を求めた。

第一審（長崎地判平七・九・二九）では、

Xが敗訴し、Xが控訴した。

二 判決の要旨

これに対して、控訴審は、次のような判断を下した。

(1) 印鑑登録証明書は、不動産取引において本人の同一性を確認する重要な資料として使用されているが、唯一の証明手段ではなく、かつ、財産上の取引のほか、多目的に使用されるものであり、また、大量事務の簡便、迅速な処理によって維持される面がある。

(2) 従って、本人の同一性確認について、国家賠償法一条一項にいう過失があつたというためには、平均的な印鑑登録・証明事務の担当者であれば、当然に疑念を抱くと考えられるのに、担当者の職務行為に合理性が欠けたために、疑念を抱かないまま事務処理をしたと認められることを要する。

(3) しかし、本件免許証は、九州電波監理局長の印影、割印があり、記載事項が同一で、ラミネート加工されていたから、平均的な事務担当者が偽造と見破るのは困難であり、他にBとA本人との同一性について疑念を抱かせるような事情はなかった。

(4) 従って、Cらに国家賠償法一条一項にい

う過失があったということはできず、Xの請求は失当である。

### 三 おおひめ

印鑑証明書の発行責任については、印鑑証明書が不動産取引において本人の同一性確認の重要な資料とされていることにかんがみ、担当職員には本人確認に慎重な注意を払うべき職務上の注意義務があるとして、厳しく認定するもの（東京高判昭六〇・五・二九判時一一五六一七〇、浦和地判昭五七・三・二六判時一〇五九一一二一、浦和地裁川越支判昭五九・一二・二八判タ五〇一一一八三等）と、不正使用の防止と大量的・集団的な印鑑証明事務の迅速な処理との調整を図る必要があるとして、担当職員の過失に緩い見方をするもの（名古屋地判昭和五四・七・二〇判時九四四一八九等）がある。

名古屋地判昭五四・七・二〇は、「印鑑証明制度は、その成立の基盤を、戦前における人口の流動が少く、また、比較的安定した小型の地域社会を前提としたものであり、このような地域社会においては本人の確認が容易であるので、本人の実印と印鑑証明を併用するという印鑑証明制度によって、容易に本人の意思の確認が可能であったところ、戦後、右

制度がその依って立っていた基盤は、多くの都市において変貌するに至った」と指摘する。最近では、後者の考えが有力になっているようである。

本判決は、後者の立場に立ち、担当職員の過失は平均的な担当者として合理性が欠けていたか否かによって決すべきであるとした。買主にとっては、厳しい判決であるが、今後このような傾向が続くことが考えられるので、これを踏まえて、取引にあたる必要がある。

（企画調整部調整第一課長）

